

平成 30 年度

清水（部）

浮棧橋係留設計業務

仕 様 書

第三管区海上保安本部

經理補給部 經理課

第1章 設計概要

1. 名称	清水（部）浮棧橋係留設計業務
2. 場所	設計箇所 清水（部）巡視船艇基地 静岡県静岡市清水区日の出町9の1 成果品納入場所 第三管区海上保安本部 経理補給部 経理課 横浜市中区北仲通5-57
3. 期間	自 平成30年7月5日 至 平成30年10月31日
4. 概要	実施設計……………一式 設計条件の整理・設定（波浪、水深等） 現地調査 浮棧橋係留施設詳細設計 既設渡橋転用検討及び詳細設計 図面作成 概算工事費の積算 予定総工事費 約40,000千円（税込み）
5. 連絡先	第三管区海上保安本部 経理補給部 経理課 住所 横浜市中区北仲通5-57 電話 045-211-1118
6. 管理事務所	静岡市清水区日の出町9の1 清水海上保安部

第2章 一般共通事項

- | | |
|-------------|--|
| 1. 適用事項 | 設計実施に際しては、設計図書に従い実施する。 |
| 2. 設計図書 | 設計図書とは、図面および仕様書（現場説明書および現場説明に対する質問回答書等を含む）をいう。 |
| 3. 監督員 | 監督員とは、請負契約書に規定する監督職員をいう。 |
| 4. 疑義に対する協議 | 設計図書に明示のない場合または疑義を生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従う。 |
| 5. 主任技術者 | 設計の実施に必要な高度の技術・経験および資格を有する主任技術者を定め、経歴書等を添付して、監督員に届ける。
主任技術者は、設計の細目について監督員と十分に打合せを行い、その結果により作業を行うと共に、作業の進捗状況を随時報告する。 |
| 6. 工程表 | 設計の着手に先立ち、工程表を作成し、監督員に提出して承諾を受ける。 |
| 7. 計画書 | 設計の着手に先立ち、計画書を作成し、監督員に提出して承諾を受ける。 |
| 8. 資料の提示 | 設計に必要な資料で当庁が所有している資料は、必要に応じて提示する。 |
| 9. 立会および検査 | 設計図書に定められた場合・設計の途中において指示した工程に達したとき、また、監督員が指示した場合は、監督員の検査を受ける。
完成検査は、成果品、報告書等の納入時に主任技術者が報告を行い、検査職員の検査を受検することを原則とする。 |

第3章 設計仕様

- | | |
|-----------|---|
| 1. 設計目的 | 巡視船艇基地浮棧橋の新替に伴い、係留方式を鋼管杭方式へ変更することから必要な係留施設の設計を行い、工事発注のために必要な資料とする。
また、概算工事費の算出を行うものとする。 |
| 2. 設計計画 | a) 本設計に当たり、事前に業務の目的・内容等を十分に把握し、業務の遂行に必要な事項を調査・検討する。
b) 設計・施工条件等、この業務を進めるうえでの基本事項を調査し、資料収集等を行う。
c) 計算は、設計図書に示す事項に従って行う。
d) 打合せは、業務開始前、中間報告、最終報告の3回を原則とする。 |
| 3. 法令・規準等 | a) 法令関係
建築基準法等の関係法令に適合するよう設計する。
b) 設計基準関係
本設計における構造設計は、(社)日本港湾協会発行の「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に基づくほか各種設計規準・指針等の規定に基づき設計する。
c) 仕様・規格等
本設計は、次に示す仕様書・規格が原則として活用できるように設計する。
・港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局編集）
・日本工業規格（JIS）
・日本農林規格（JAS）
・その他の関係する仕様書・規格等は、監督員と打合わせのうえ決定する。 |
| 4. 設計計算 | 実施設計……………一式
a) 係留施設等の構造計算の設計条件である地質、水深調査等の資料は、発注者が提示する。
b) 基本設計案は、発注者から提示するのでこれに基づき工事可能な実施計画を検討すること。
c) 構造計算方法及び各種設計基準等は、あらかじめ監督員の承諾を得ること。
d) 構造計算をコンピュータにより処理する場合は、プログラムおよびその実行結果の正当性が証明できるものとする。
e) 渡橋は、鋼管杭を使用した吊下げ式とし、容易に吊上げ及び吊降ろしが出来る構造とする。
既存の渡橋での使用について検討を行うこと。
f) その他、構造計算等の内容は監督員と協議のうえ決定する。 |

5. 図 面 作 成

- a) 構造計算の結果を基に、工事図面（立面、平面、断面図、詳細図、渡橋図等）を作成する。
上記図面から工事発注に必要な数量書を作成する。
作図はJW-CADで行うことを基本とし、JW-CADで出力・編集が可能なものとする。
提出はCD-R等の電子媒体に収納する。
- b) 用紙はA3判を使用する。

6. 資料の貸与及び返却

請負者は、本設計に必要な文献、資料等を自らの費用で備えることを原則とする。

ただし、監督員は、設計に必要な資料で当庁が所有している関係資料等を必要に応じて提示、貸与するものとする。

請負者は、貸与された関係資料等に損傷を与えぬよう取り扱い、万一損傷、汚損等が生じた場合、請負者の責任において修復する。貸与された資料等は、資料使用終了後または設計終了後遅滞なく返却すること。

また、貸与された資料等は、第三者に貸与及び複写等をしてはならない。

7. 機 密 の 保 持

請負者は、本設計において知り得た情報、設計内容、設計結果を漏洩させてはならない。

8. 著 作 権

設計業務において作成された図面等の著作権は、発注者に帰属する。

9. 成 果 品

本設計による結果を取りまとめて、下記のとおりまとめ2部提出する。

a) 構造計算書等

- | | |
|--------|----|
| 1) 原 稿 | 一式 |
| 2) 陽 画 | 1部 |

b) 設計図

- | | |
|--------------------------|----|
| 1) 原図トレペ (A3図面ファイル共) A3判 | 一式 |
| 2) CD-R等電子媒体 | 一式 |

c) その他

- | | |
|-----------------------|----|
| 1) 打合せ議事録 | 一式 |
| 2) 設計の根拠に使用した検討資料又は写し | 一式 |

なお、次の成果品の納品期限は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1) 鋼管杭の設計及び構造計算 | 平成30年 8月31日 |
| 2) 図面 | 平成30年10月19日 |
| 3) 概算工事費及び成果品一式 | 平成30年10月31日 |

10. その他

設計条件

a) 係留対象船舶

1) 定留地としての使用時の船舶諸元

<20m型巡視艇>

長さ×幅×深さ×乾舷

L 19.6m× B 4.5m× D 2.3m× 乾舷1.5m

2) 浮棧橋両側にそれぞれ同型巡視艇 1 隻が係留する。

b) 浮棧橋諸元

1) 長さ×幅×高さ×(乾舷)

L 20.0m× B 5.0m× H 2.5m×(乾舷0.9m)

2) 浮棧橋の材質

P C 製

3) 利用条件

① デリッククレーン搭載

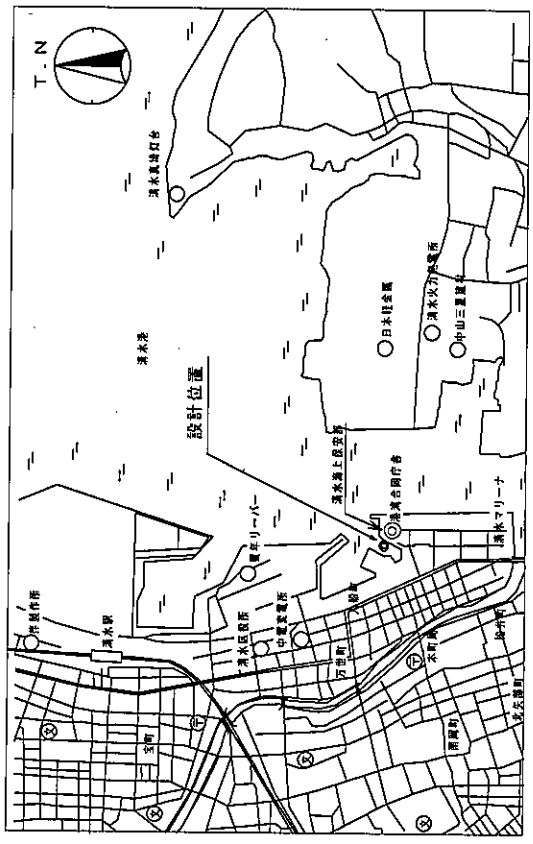
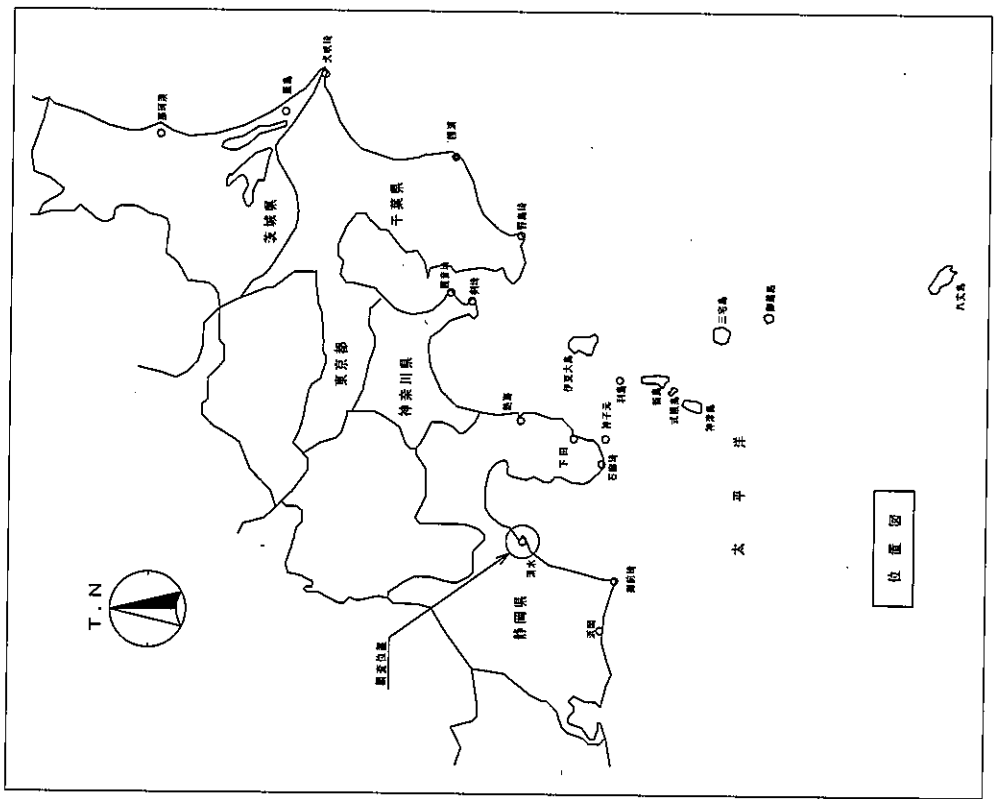
② 曳航型

4) 係留方法

浮棧橋の岸壁側、沖側それぞれ 2 箇所に鋼管杭を設置し、浮棧橋とは係留チェーンを使用し定置させる。

5) 耐用年数

50年



案内図

工番号 平成30年度	工事名 清水(部) 平橋橋保留設計業務	図面名称 位置図・案内図・設計位置	図号 1	縮尺 1/1000	図面サイズ A1	作成者 第三管区海上保安本部 経理補給部 経理課	年月 平成30年6月	図種 指図
---------------	------------------------	----------------------	---------	--------------	-------------	-----------------------------	---------------	----------